

奥州市監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年7月30日

奥州市監査委員 千 田 永  
奥州市監査委員 千 葉 洋 一  
奥州市監査委員 加 藤 清

1 監査の概要

(1) 監査の実施期間

予備監査 令和3年5月12日から14日まで

本監査 令和3年5月18日

(2) 監査の対象とした部課等（機関）名

いずみ保育園、みなみ保育園、田原保育所、江刺南保育所、玉里保育所、梁川保育所、  
広瀬保育所、稲瀬わかば園、前沢北こども園、あゆみ園

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）における財務等に関する  
事務の執行

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市  
監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、こ  
れを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施し  
た。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
いずみ保育園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
みなみ保育園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
田原保育所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺南保育所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
玉里保育所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
梁川保育所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
広瀬保育所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
稲瀬わかば園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢北こども園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
あゆみ園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその

都度関係職員に改善を求めた。